

事 務 連 絡
平成 24 年 12 月 21 日

各市町村高齢者虐待防止対策担当課御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
に基づく対応状況等に関する調査結果を受けての対応について

本日、都道府県に対し、別添の事務連絡を送付しましたので、御了知いただくとともに、その趣旨を踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

特に、養護者に対する支援については、介護の負担感が高いと考えられる家庭を把握し、そうした家庭に対して、介護保険サービスの適切な活用を図るなど重点的な援助をお願いします。

【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

TEL : 03-5253-1111

(内線 3871, 3966) 中井、伊禮



平成24年12月21日
 老健局高齢者支援課
 認知症・虐待防止対策推進室
 室長 勝又 浜子
 室長補佐 三浦 正樹(内線3868)
 課長補佐 中井 和博(内線3966)
 (代表電話) 03(5253)1111

平成23年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、平成23年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国1,742市町村(特別区を含む。)及び都道府県

【調査結果】

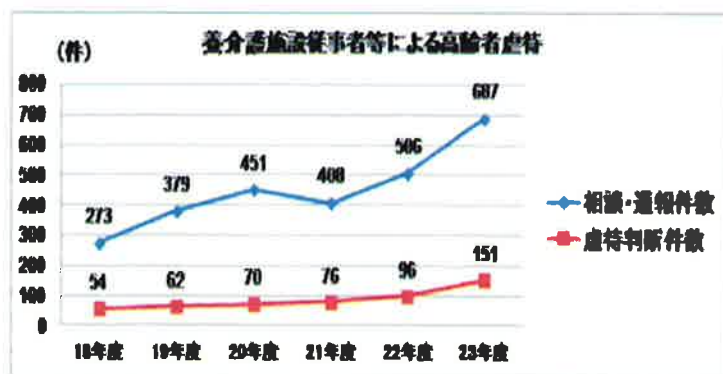
1. 虐待判断件数等

(括弧内は添付資料:調査結果のページ数)

○高齢者虐待防止法施行6年目に入り、養介護施設従事者等(※1)による高齢者虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は年々増加し、平成22年度と比較すると、55件(57.3%)増加したが、養護者(※2)による高齢者虐待は69件(0.4%)減少した。市町村等への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが181件(35.8%)、養護者によるものが321件(1.3%)とともに増加した。(2～4P,8P,9P)

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
23年度	151件	687件	16,599件	25,636件
22年度	96件	506件	16,668件	25,315件
増減 (増減率)	55件 (57.3%)	181件 (35.8%)	△69件 (△0.4%)	321件 (1.3%)

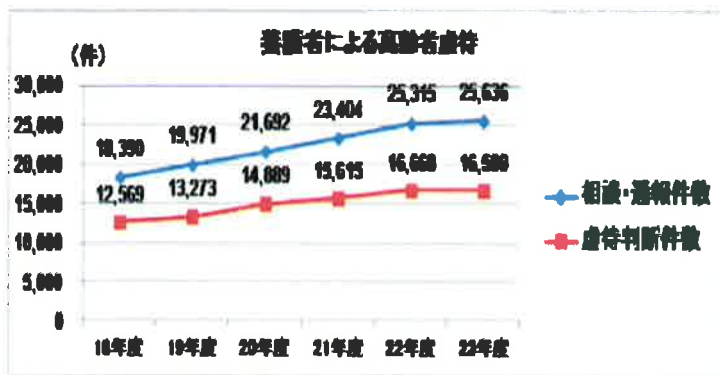
※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
 ※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

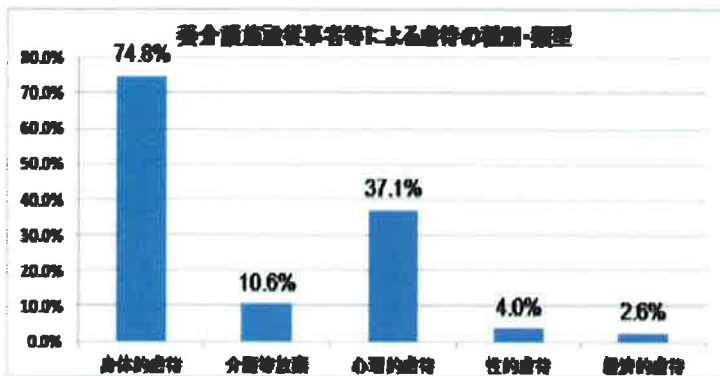
○相談・通報者は、「当該施設職員」が30.4%で最も多く、次いで「家族・親族」27.2%であった。(2P)

○虐待の事実が認められた事例における施設種別は、「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」30.0%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)



ム)24.0%、「有料老人ホーム」12.0%の順であった。(5P)

○虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が最も多く74.8%、次いで「心理的虐待」37.1%、「介護等放棄」10.6%であった(重複あり)。(5P)



○被虐待高齢者は、女性が66.2%を占め、年齢は80歳代が41.4%であった。要介護度は3以上が69.3%を占めた。(5～6P)

○虐待者は、40歳未満が42.5%、職種は「介護職員」が81.2%であった。(6～7P)

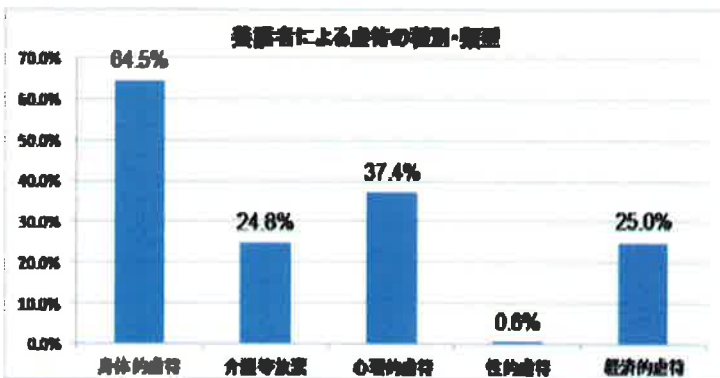
○虐待事例への市町村等の対応は、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、改善命令、指定の停止が行われた。(7P)

3. 養護者による高齢者虐待

○相談・通報者は、「介護支援専門員等」が42.4%で最も多く、次いで「家族・親族」12.2%、「被虐待高齢者本人」11.1%であった。(8P)

○これら通報・相談に対する市町村の事実確認調査は「訪問調査」64.3%、「関係者からの情報収集」30.5%、「立入調査」1.6%により実施された。(8～9P)

○虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が64.5%で最も多く、次いで「心理的虐待」37.4%、「経済的虐待」25.0%、「介護等放棄」24.8%であった(重複あり)。(9P)

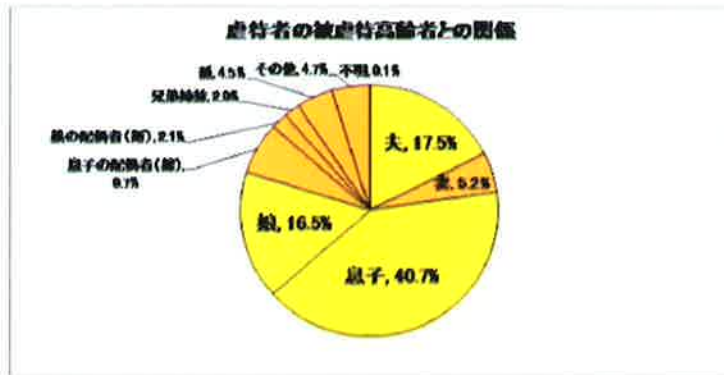


○被虐待高齢者は、女性が76.5%、年齢は80歳代が42.6%であった。要介護認定の状況は認定済みが69.2%であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護2が21.3%、要介護1が20.4%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度?以上の者は69.3%であり、被虐待高齢者全体の48.0%を占めた。(10～11P)

○虐待者との同居の有無では、同居が86.2%、世帯構成は「未婚の子と同一世帯」が38.2%で最も多く、既婚の子を合わせると62.2%が子と同一世帯であった。続柄では、「息子」が40.7%で最も多く、次いで「夫」17.5%、「娘」16.5%であった。(11～12P)

○虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が35.4%の事例で行われた。分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が38.2%で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が20.2%であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が49.0%で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」26.9%であった。(12～13P)

○権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が403件、「手続き中」が323件であり、うち市町村長申立は349件であった。(13P)



○市町村で把握している平成23年度の虐待等による死亡事例は、「虐待による致死」9件9人、「養護者による殺人」7件7人、「介護等放棄(ネグレクト)による致死」4件4人、「心中」1件1人で、合わせて21件21人であった。(14P)

高齢者虐待の年度別虐待等による死亡例

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
虐待等による死亡例	件数	31	27	24	31	21	21
	人数	32	27	24	32	21	21

4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

○項目ごとの実施率では、平成23年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が80.1%の市町村で実施済みとなっている。一方、「独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針等の作成」59.0%、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」48.5%などの項目について実施率が低かった。(15P)

【添付資料】 調査結果全文

- [調査結果全文\(PDF:645KB\)](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

目次

調査の概要	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	2
(4) 都道府県への報告	3
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	3
(2) 都道府県が直接把握した事例	4
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	4
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	5
(2) 虐待の種別・類型	5
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の種別・類型	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待への対応策	12
(8) 虐待等による死亡事例	14
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	15

調 査 の 概 要

【調査目的】

平成 23 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,742 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県を対象に、平成 23 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 22 年度に相談・通報があり、平成 23 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

○市町村対象の調査

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1 及び 2 における具体的内容

虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

調 査 結 果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表1)

平成23年度、全国の1,742市町村(特別区を含む。)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、687件であった。平成22年度は506件であり、181件(35.8%)増加した。

表1 相談・通報件数

	23年度	22年度	増減(%)
件数	687	506	181(35.8%)

(2) 相談・通報者 (表2)

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が30.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が27.2%であり、「当該施設元職員」が14.8%であった。なお、「本人による届出」は2.6%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数687件と一致しない。

表2 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	18	187	209	102	6	23	5	34	9	87	61	741
構成割合(%)	2.6	27.2	30.4	14.8	0.9	3.3	0.7	4.9	1.3	12.7	8.9	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数687件に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表3)

平成23年度において「事実確認を行った事例」は606件、「事実確認を行わなかった事例」は96件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が144件、虐待の「事実が認められなかった事例」が261件、虐待の「判断に至らなかった事例」が201件であった。

一方、事実確認を行わなかった96件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が40件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が21件、「都道府県に調査を依頼」が5件、「その他」が30件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、平成22年度に相談・通報があったもののうち、平成23年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数は平成23年度の相談・通報件数687件と一致しない。

表 3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認を行った事例				事実確認を行わなかった事例				
	総数	事実 が認め られた	事実が 認めら れなか った	判断に 至らな かった	総数	虐待で はなく調 査不要 と判断し た	調査を 予定し ている 又は検 討中	都道府 県へ調 査を依 頼	その他
件数	606	144	261	201	96	40	21	5	30
構成割合(%)	86.3	20.5	37.2	28.6	13.7	5.7	3.0	0.7	4.3

(4) 都道府県への報告 (表 4)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 606 件のうち、160 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 144 件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 16 件であった。

表 4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	160 件
虐待の事実が認められた	144 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	16 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例 (表 5)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例 16 件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が 4 件、「虐待ではないと判断した事例」が 3 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 7 件、「後日調査予定、又は調査の可否を検討中」が 2 件であった。

表 5 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	16 件
虐待の事実が認められた事例	4 件
虐待ではないと判断した事例	3 件
虐待の判断に至らなかった事例	7 件
後日調査予定、又は調査の可否を検討中の事例	2 件

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 6)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 61 件あり、このうち 39 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 20 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 16 件であった。

※ 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例のうち、市町村へも相談・通報があり、市町村から報告があった事例があるため、合計件数は都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数 61 件と一致しない。

表 6 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	61 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	3 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	20 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	16 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	1 件
事実確認調査を行わなかった事例	14 件

(3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 7, 8)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例では 144 件、都道府県と共同して事実確認を行った事例では 4 件、都道府県が直接把握した事例では 3 件であり、これらを合わせた総数は、151 件であった。これを都道府県別にみると表 8 のとおりである。

表 7 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
件数	144	4	3	151

表 8 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数

(平成 23 年度)

	件数		件数		件数		件数
北海道	6	東京都	16	滋賀県	0	香川県	1
青森県	0	神奈川県	17	京都府	0	愛媛県	1
岩手県	0	新潟県	0	大阪府	12	高知県	3
宮城県	3	富山県	1	兵庫県	12	福岡県	6
秋田県	0	石川県	1	奈良県	2	佐賀県	0
山形県	0	福井県	0	和歌山県	2	長崎県	3
福島県	1	山梨県	1	鳥取県	1	熊本県	7
茨城県	2	長野県	4	島根県	1	大分県	1
栃木県	0	岐阜県	0	岡山県	2	宮崎県	4
群馬県	1	静岡県	1	広島県	12	鹿児島県	0
埼玉県	5	愛知県	11	山口県	1	沖縄県	3
千葉県	4	三重県	3	徳島県	0	合計	151

1-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 151 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別 (表 9)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 30.0%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 24.0%、「有料老人ホーム」が 12.0%の順であった。

表 9 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護、訪問入浴介護	老人デイサービスセンター	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所	合計
件数	45	17	1	36	18	7	0	1	9	7	5	4	0	150
構成割合(%)	30.0	11.3	0.7	24.0	12.0	4.7	0.0	0.7	6.0	4.7	3.3	2.7	0.0	100.0

(注) 構成割合は、事業所が特定された 150 件に対するもの。

※ 事業所が特定できなかった 1 件を除いているため、合計件数は虐待の事実が認められた事例件数 151 件と一致しない。

(2) 虐待の種別・類型 (表 10)

虐待の種別・類型(複数回答)は、「身体的虐待」が 74.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 37.1%、「介護等放棄」が 10.6%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待の事実が認められた事例件数 151 件と一致しない。

表 10 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	113	16	56	6	4	195
構成割合(%)	74.8	10.6	37.1	4.0	2.6	—

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた事例件数 151 件に対するもの。

(3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級及び要介護状態区分について、不特定多数の入所者に対する暴言、暴行等のため被虐待高齢者が特定できなかった等の 8 件を除く 143 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、143 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 328 人であった。

ア. 性別 (表 11)

「男性」が 33.8%、「女性」が 66.2%と、全体の 6 割強が「女性」であった。

イ. 年齢 (表 12)

「85~89 歳」が 21.0%と最も多く、次いで「80~84 歳」が 20.4%、「75~79 歳」が 14.6%であった。

表 11 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	111	217	328
構成割合(%)	33.8	66.2	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 8 件を除く 143 件の事例を集計。

表 12 被虐待高齢者の年齢

	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	その他 不明	合計
人数	10	32	48	67	69	47	18	6	31	328
構成割合(%)	3.0	9.8	14.6	20.4	21.0	14.3	5.5	1.8	9.5	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 8 件を除く 143 件の事例を集計。

ウ. 要介護状態区分 (表 13)

「要介護 4」が 23.8%と最も多く、次いで「要介護 5」が 23.5%、「要介護 3」が 22.0%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 69.3%と約 7 割を占めた。

表 13 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自 立	1	0.3
要支援 1	5	1.5
要支援 2	6	1.8
要介護 1	19	5.8
要介護 2	43	13.1
要介護 3	72	22.0
要介護 4	78	23.8
要介護 5	77	23.5
不 明	27	8.2
合 計	328	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 8 件を除く 143 件の事例を集計。

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等 (以下、「虐待者」という。)の年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 15 件を除く 136 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、136 件の事例に対し虐待者の総数は 181 人であった。

ア. 年齢 (表 14)

「30 歳未満」が 27.6%と最も多く、「30～39 歳」が 14.9%であり、これらを合わせると 42.5%で、「40 歳未満」が 4 割強を占めた。

表 14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不 明	合計
人数	50	27	21	26	13	44	181
構成割合(%)	27.6	14.9	11.6	14.4	7.2	24.3	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった 15 件を除く 136 件の事例を集計。

イ. 職種（表 15）

「介護職員」が 81.2%、「看護職員」が 5.0%、「施設長」が 3.9%などであった。

表 15 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	その他	合計
人数	147	9	3	7	4	11	181
構成割合(%)	81.2	5.0	1.7	3.9	2.2	6.1	100.0

（注）虐待者が特定できなかった 15 件を除く 136 件の事例を集計。

（5）虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 16）

都道府県又は市町村が、虐待の事実が認められた事例 151 件について行った対応は次のとおりである。

市町村による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が 129 件、「改善計画提出依頼」が 114 件、「従事者への注意・指導」19 件であった。

表 16-1 市町村による指導等（複数回答）

市町村による指導等 （複数回答）	施設等に対する指導	129 件
	改善計画提出依頼	114 件
	従事者への注意・指導	19 件

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 27 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 12 件、「改善命令」が 1 件、指定の停止が 1 件であった。その他都道府県による一般指導は、17 件であった。

※複数の権限等を行行使した場合には、その行使した権限等の全ての件数に計上している。

表 16-2 介護保険法等の規定による権限の行使等

介護保険法又は老人福祉法 の規定による権限の行使（都 道府県又は市町村）	報告徴収、質問、立入検査	27 件
	改善勧告	12 件
	改善命令	1 件
	指定の停止	1 件
	指定取消	0 件
都道府県による指導	一般指導	17 件

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」122 件、「勧告・命令等への対応」13 件であった。

表 16-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

当該施設等における改善措置 （複数回答）	施設等から改善計画の提出	122 件
	勧告・命令等への対応	13 件
	その他	46 件

（注）「施設等から改善計画の提出」の件数は、市町村による改善計画提出依頼を受けての改善措置（114 件）以外に、都道府県による一般指導を受けての改善措置の件数（8 件）も含まれる。

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表 17)

平成 23 年度、全国の 1,742 市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、25,636 件であった。平成 22 年度は、25,315 件であり、321 件（1.3%）増加した。

表 17 相談・通報件数

	23 年度	22 年度	増減 (%)
件数	25,636	25,315	321 (1.3%)

(2) 相談・通報者 (表 18)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 42.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が 12.2%、「被虐待高齢者本人」が 11.1%、「警察」が 9.4%、「当該市町村行政職員」が 7.2%、「民生委員」が 6.4%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 25,636 件と一致しない。

表 18 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	10,858	1,398	1,633	2,833	3,136	387	1,844	2,408	2,645	139	27,281
構成割合 (%)	42.4	5.5	6.4	11.1	12.2	1.5	7.2	9.4	10.3	0.5	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数 25,636 件に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表 19)

「事実確認調査を行った」が 96.4%、「事実確認調査を行っていない」が 3.6%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 1.6%であり、「訪問調査を行った事例」が 64.3%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 30.5%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2.2%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 1.3%である。

※ 事実確認の実施状況には、平成 22 年度に相談・通報があったもののうち、平成 23 年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 23 年度の相談・通報件数 25,636 件と一致しない。

表 19 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	24,998	96.4
立入調査以外の方法により調査を行った事例	24,585	(94.8)
訪問調査を行った事例	16,679	[64.3]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	7,906	[30.5]
立入調査により調査を行った事例	413	(1.6)
警察が同行した事例	135	[0.5]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	70	[0.3]
事実確認調査を行っていない事例	923	3.6
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	574	(2.2)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	349	(1.3)
合 計	25,921	100.0

(4) 事実確認調査の結果 (表 20)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）の件数は、16,599 件であった。平成 22 年度は、16,668 件であり、69 件 (0.4%) 減少した。

表 20 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例	16,599	66.4
虐待ではないと判断した事例	4,360	17.4
虐待の判断に至らなかった事例	4,039	16.2
合 計	24,998	100.0

以下、虐待判断事例件数 16,599 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表 21)

「身体的虐待」が 64.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 37.4%、「経済的虐待」が 25.0%、「介護等放棄」が 24.8%、「性的虐待」が 0.6%であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 16,599 件と一致しない。

表 21 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	10,706	4,119	6,209	106	4,147	25,287
構成割合 (%)	64.5	24.8	37.4	0.6	25.0	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数 16,599 件に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢 (表 22、表 23)

性別では「女性」が 76.5%、「男性」が 23.4%と、「女性」が全体の約 8 割を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.3%と最も多かった。

なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 16,599 件に対し、被虐待高齢者人数は 17,103 人であった。

表 22 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	4,000	13,092	11	17,103
構成割合(%)	23.4	76.5	0.1	100.0

表 23 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	1,678	2,577	3,580	4,151	3,131	1,851	135	17,103
構成割合(%)	9.8	15.1	20.9	24.3	18.3	10.8	0.8	100.0

イ. 要介護認定者数 (表 24)

被虐待高齢者 17,103 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 69.2% (11,834 人) と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 24 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	4,175	24.4
申請中	504	2.9
認定済み	11,834	69.2
認定非該当(自立)	502	2.9
不明	88	0.5
合計	17,103	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 25、表 26)

要介護認定者 11,834 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 21.3%と最も多く、次いで「要介護 1」が 20.4%、「要介護 3」が 19.3%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 69.3%であり、被虐待高齢者全体 (17,103 人) の 48.0%を占めた。

表 25 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	825	7.0
要支援 2	1,040	8.8
要介護 1	2,419	20.4
要介護 2	2,526	21.3
要介護 3	2,287	19.3
要介護 4	1,631	13.8
要介護 5	1,059	8.9
不明	47	0.4
合計	11,834	100.0

表 26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	1,613	13.6
自立度 I	1,865	15.8
自立度 II	3,662	30.9
自立度 III	2,861	24.2
自立度 IV	997	8.4
自立度 M	231	2.0
認知症はあるが自立度不明	455	3.8
自立度 II 以上(再掲)	(8,206)	(69.3)
認知症の有無が不明	150	1.3
合計	11,834	100.0

(注) 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度 I」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 27)

「虐待者と同居」が 86.2%と、8 割強が虐待者と同居であった。

表 27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	14,314	2,074	192	19	16,599
構成割合 (%)	86.2	12.5	1.2	0.1	100.0

オ. 世帯構成 (表 28)

「未婚の子と同一世帯」が 38.2%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 24.0%であり、両者を合わせると 62.2%と、6 割強が子と同一の世帯であった。

表 28 世帯構成

	単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	合計
件数	1,542	3,094	6,344	3,983	1,531	105	16,599
構成割合 (%)	9.3	18.6	38.2	24.0	9.2	0.6	100.0

カ. 虐待者との関係 (表 29)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 40.7%と最も多く、次いで「夫」が 17.5%、「娘」が 16.5%の順であった。

なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 16,599 件に対し虐待者人数は 18,126 人であった。

表 29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,173	951	7,383	2,991	1,206	375	364	814	850	19	18,126
構成割合(%)	17.5	5.2	40.7	16.5	6.7	2.1	2.0	4.5	4.7	0.1	100.0

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無(表 30)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 35.4%と、3 割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 57.3%であった。

※ 虐待への対応には、平成 22 年度の虐待判断事例のうち、平成 23 年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成 23 年度の虐待判断事例件数 16,599 件と一致しない。

表 30 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	6,273	35.4
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	10,163	57.3
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)の事例	50	0.3
対応について検討、調整中の事例	729	4.1
その他	514	2.9
合計	17,729	100.0

イ. 分離を行った事例の対応(表 31)

分離を行った事例(表 30 の「分離を行った事例」6,273 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」50 件の合計 6,323 件)における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 38.2%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 20.2%、「やむを得ない事由等による措置」が 12.8%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 808 件のうち、42.9%に当たる 347 件において面会を制限する措置が行われていた。

表 31 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,413	38.2
やむを得ない事由等による措置	808	12.8
面会の制限を行った事例	347	
緊急一時保護	668	10.6
医療機関への一時入院	1,278	20.2
その他	1,156	18.3
合 計	6,323	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 32)

分離していない事例 (表 30 の「分離していない事例」10,163 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」50 件の合計 10,213 件) における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 49.0%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.9%、「見守り」が 20.8%であった。

表 32 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	5,005	49.0
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	305	3.0
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	1,642	16.1
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,744	26.9
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	806	7.9
その他	1,169	11.4
見守り	2,129	20.8

(注) 構成割合は、分離していない事例件数 10,213 件に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 403 件、「利用手続き中」が 323 件であり、これらを合わせた 726 件のうち、市町村長申立の事例は 349 件 (48.1%) であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 268 件であった。